

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

(基本情報)

地方公共団体名	鬼北町
事業計画名	鬼北町地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）
事業計画の期間	令和5年度～令和10年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

【目指す姿】

2050年までの地域脱炭素化（実質ゼロ）に向けて、2030年までに鬼北町が目指す地域脱炭素の姿は、「林業と共に発展する脱炭素化」である。

本町は、総面積の約80%を山林で占め、豊富な森林資源を有しており、古くからその恩恵にあずかってきた。その一方で、エネルギー代金として16億円が域外に流出している側面があることから、エネルギーの地産地消により、資産の流出を抑えて経済の発展に寄与できると考えている。

森林資源を最大限に活用したバイオマス発電や、災害時におけるエネルギーの安定供給として、指定避難所を中心とした公共施設への自家消費型の再エネ普及を加速的に取り組み、鬼北町におけるエネルギーの地産地消を促進し、資産の域外流出を抑えることで経済循環を促進することを目指す。

【鬼北町の地域経済環境分析図】



【これまでの取り組み】

本町は、森林資源の有効活用として間伐材を原料とした木質バイオマス事業（2MW）推進のため、現在関係機関との協議を進めている。また、公共施設のうち、エネルギー消費量の最も大きな施設の1つである下水処理施設の各処理場改修時において、省エネを図るための使用機器のスリム化と脱炭素化の実施や、その他の公共施設の更新時の屋根置き太陽光発電施設整備を進めている。

また、町民に対する支援として、一般家庭向けの屋根置き太陽光発電設備や蓄電池・燃料電池、ZEHなどの再エネ設備や町内既設の防犯灯のLED化などの導入費用に対する町単独補助事業による支援を実施してきた。しかしながら、目標達成に向けてはより積極的な取り組みによる脱炭素の加速が必要になると考えられる。

【今後の方針】

本町は、2030年度までの温室効果ガスの排出削減量の目標として、2013年度の88,680t-CO₂に対してマイナス46%とし、2050年度には実質ゼロの実現を目指とすることを計画している。

今後は、鬼北町と民間事業者（株式会社アドバンテック等）の連携により、PPA事業モデルを活用した自家消費型の太陽光発電設備や小型分散型の再エネ発電設備を導入し、再エネの普及促進を行う。

また、町民の行動変容を促していくため、小中学校等への環境教育などを通じて町民に再エネ活用や節電（省エネ）の必要性を説明していく。

（2）改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

鬼北町地球温暖化対策実行計画「事務事業編」（2019～2023） 令和5年度中改定

鬼北町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」 令和5年度中策定予定

【実行計画の目標と達成するための取り組み】

実行計画では、2030年度までの温室効果ガスの排出削減量の目標として、対2013年度のマイナス46%とし、2050年度には実質ゼロの実現を目指とすることを計画している。

目標を達成する取り組みとして、第1弾として町が率先して再エネを導入すると共に、更新機器や更新設備の省エネ化を実施する。第1弾の効果、状況に応じて、第2弾・第3弾の取り組みを実施し、脱炭素社会を目指す。

2. 重点対策加速化事業の取組

（1）本計画の目標

（地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等）

現在の本町は、森林面積が約80%と多く、産業・人口も少ないため、行政・住民共にCO₂を削減しなければならないという意識は低い状況である。そのような中で脱炭素化に取り組んでいる現状である。そのため、他自治体では既に整備済みの再生可能エネルギーの設備もほとんど整備されていない状況である。

この状況を開拓し、「地球環境は自分達が守るんだ」と意識改革をする第1弾として重点対策加速化事業を位置づけ、町としての方向性を重点対策でしっかりと示していきたい。並行して表には表れにくい上下水道等のインフラ施設の更新の際には省エネ整備を実施し、再生可能エネルギーの増加と省エネルギー化による消費電力の減少を実施していく。

また、第2段・第3段階として脱炭素に対する理解度が高まった段階で、町全体で脱炭素の輪を作り上げていく。

令和5年度に策定予定の鬼北町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」に上記の様な計画を盛り込むことを計画している。

(本計画の目標等)

① 温室効果ガス排出量の削減目標	1,077 トン-CO ₂ 削減／年
② 再生可能エネルギー導入目標	2,067 kW
(内訳) ・太陽光発電設備	2,067 kW
② その他地域課題の解決等の目標	災害時の避難所での非常電源の確保（12施設予定）、町民への再エネ利用に対する理解の推進（※1）
④ 総事業費	680,570 千円 (うち交付対象事業費 595,080 千円)
⑤ 交付限度額	198,094 千円
⑥ 交付金の費用効率性	10 千円／トン-CO ₂

※1 町民への理解の推進について、町民を対象として行ったアンケートの結果として「地球温暖化等の関心度」に対する回答として「関心がない」という回答が49%であり、この数値を20%以下にすることを目標とする。

(2) 申請事業

① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備補助 公共施設への蓄電池設備補助	(3件 63 kW) (3件 30 kWh)
令和6年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備補助 公共施設への蓄電池設備補助	(3件 148 kW) (3件 50 kWh)
令和7年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備補助 公共施設への蓄電池設備補助	(3件 154 kW) (3件 40 kWh)
令和8年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備補助 公共施設への蓄電池設備補助	(3件 219 kW) (3件 40 kWh)
令和9年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備補助 公共施設への蓄電池設備補助	(4件 471 kW) (4件 70 kWh)
令和10年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備補助 公共施設への蓄電池設備補助	(3件 97 kW) (3件 30 kWh)
合計	公共施設への自家消費型太陽光発電設備補助 公共施設への蓄電池設備補助	(19件 1,152 kW) (19件 260 kWh)

※本計画の設置については、避難所として利用頻度の高い施設を優先している。また、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の規模の決定については航空写真の情報を基に設置可能と思われる範囲を測定し、容量を算出している。（規模の決定調査の方法については参考資料3参照）

② 地域共生・地域裨益型再エネの立地

令和8年度	遊休地を活用した地域共生・地域裨益型太陽光発電設備の導入	(2件 277 kW)
令和9年度	遊休地を活用した地域共生・地域裨益型太陽光発電設備の導入	(2件 244 kW)
令和10年度	カーポート型太陽光発電設備による地域共生・地域裨益型太陽光発電設備の導入	(1件 394 kW)
合計	遊休地を活用した地域共生・地域裨益型太陽光発電設備の導入 カーポート型太陽光発電設備による地域共生・地域裨益型太陽光発電設備の導入	(4件 521 kW) (1件 394 kW)

※本計画では、公有地もしくは農地の活用を計画しており、未利用となっている空間に設備を設置することで、設備と共に継続的に維持管理がなされる予定。また、設備の導入や維持管理において

て、地元企業が実施することで地域の経済及び社会の持続的発展に資すると考えている。事業実施要領、交付要件gの区分としては（a）を満たすと考えている。

⑤ゼロカーボン・ドライブ

令和6年度	公用車のEV化 公共施設への充放電機設備導入	(1台) (3台)
令和7年度	公用車のEV化 公共施設への充放電機設備導入	(1台) (1台)
令和8年度	公用車のEV化	(1台)
令和9年度	公用車のEV化	(1台)
令和10年度	公用車のEV化 公共施設への充放電機設備導入	(1台) (1台)
合計	公用車のEV化 公共施設への充放電機設備導入	(5台) (5台)

※本計画では、日産リーフXグレード5台の導入を想定している。EV車の設置個所は、本庁、日吉支所を計画している。充放電設備の設置個所としては避難所等を考慮し、泉公民館、三島公民館、好藤公民館、本庁、日吉支所を計画している。（参考資料4,5,6参照）

（3）事業実施における創意工夫

- ・PPA事業モデルにより初期投資の負担なく太陽光発電設備を導入し、自家消費による電力由来のCO₂排出を削減する。
- ・指定避難場所（公民館、学校等）を中心とした公共施設の屋根や敷地等へオンサイトPPA形式による自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池を導入し、災害時におけるエネルギーの「安定供給」を図る。
- ・公用車のEV化により、移動に係るCO₂排出を削減するとともに、公共施設への充放電機設備の導入により、災害時において、EVを介した避難所への電力供給を図る。
- ・遊休地や公共施設の駐車場等にオフサイトPPA形式による太陽光発電設備を導入し、電力供給することで、再エネ導入の難しい施設等への再エネ利用の仕組みを作る。

（4）事業実施による波及効果

- ・学校を含む公共施設に対して、太陽光発電設備を導入することで、住民への周知や再エネ利用に関する教育につなげます。具体的には学校に通う生徒を対象にした太陽光を含む再生可能エネルギーの説明を実施するとともに、再エネの活用状況を町の広報紙を通じて住民へ周知を行うことを計画している。また、教育施設の掃除機や草刈り機等を互換性のある充電バッテリーを使用したものを導入していくことも考えております。コードや電線のないところでも再生可能エネルギーを使えるようにするとともに、古いものを大切に長く使うこともまた脱炭素になること等も教えつつ普及していけたらと考えている。また、夜間のナイター照明や体育館を子供だけではなく大人も使用することから、学校に設備導入することにより、周知や教育につながるものと考える。
- ・避難施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入を行うことにより、非常時の電源として活用するとともに、EVの充放電機を併設することで、系統が使用不能となった場合の電力の融通を可能とする。

（5）推進体制

①地方公共団体内部での推進体制

「推進委員会」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

※今回の取り組みは鬼北町の脱炭素化第1弾としての取り組みと位置付けており、職員の意識の高揚や、脱炭素に対する共通の認識化等もあり、推進体制については内部で実施する予定である。なお、実行計画については、外部有識者の意見をうかがう予定としている。

①推進委員会

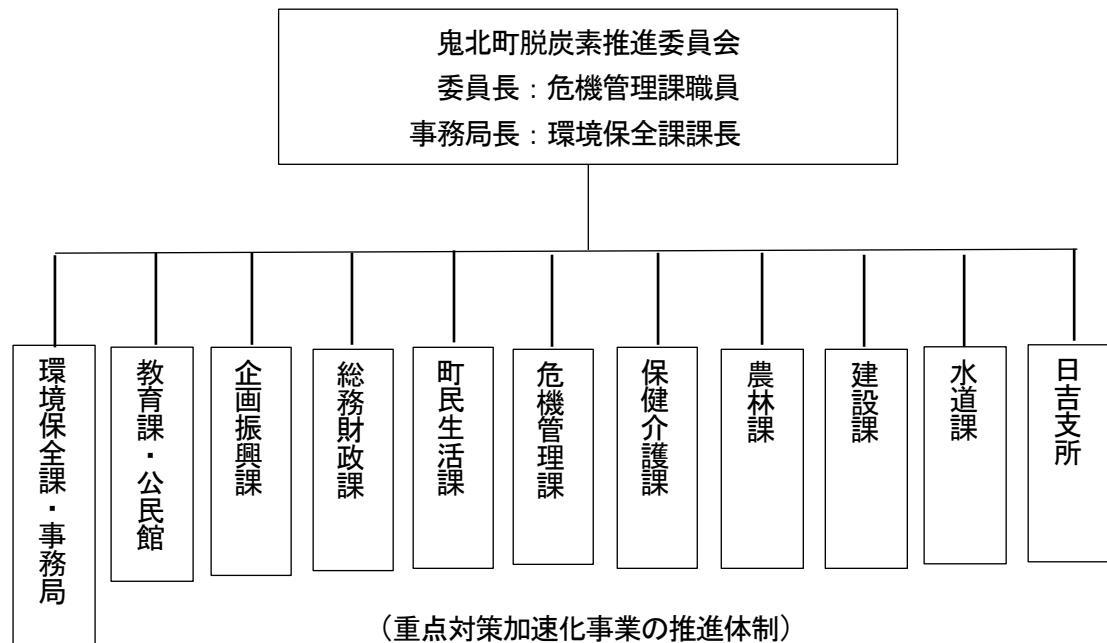
危機管理課職員を委員長とし、委員は各課等の中から係長職1名以上をもって充て、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

②推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の推進委員を置く。推進委員は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

③事務局

事務局を環境保全課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。



② 進捗管理の実施体制・方針

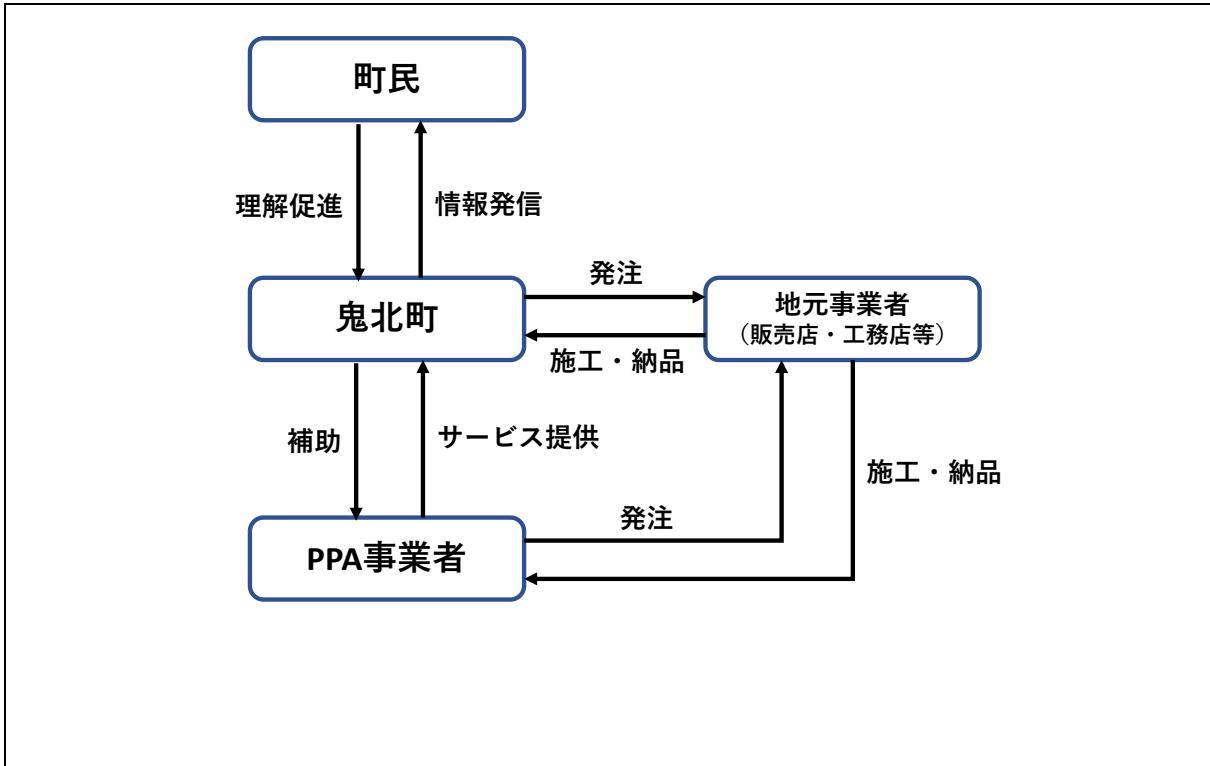
「事務局」は、「推進委員」をとおし、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進委員会」において隨時点検評価を行う。

計画の進捗状況、点検評価結果については、年1回町広報誌やHP等により公表する。

③ 地方公共団体外部との連携体制

公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入はPPA事業にて設備導入を計画している。PPA事業者は設備の導入及び、維持管理の業務においては地元企業の活用を推進する。(活用可能な地元企業として、町内1社、県内2社を把握している)

公用車のEV化は地元の販売店を活用して導入を進める。また、町の再エネ利用状況を町民へ発信することで、再エネ利用への町民理解を深め、今後の脱炭素化へ向けた活動を町民と一緒に進めていく。



3. その他

(1) 財政力指数

令和3年度 鬼北町財政力指数 0.23

(2) 地域特例

該当地域：過疎、振興山村、特定農山村

対象事業：一般家庭向け太陽光発電設備や蓄電池・燃料電池、ZEHなどの再エネ設備導入補助